

別表第1（第5条及び第6条関係）

補助対象事業	委託業者	補助対象経費
1 空家等の登記等手続	原則として、市内の司法書士。 ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	登記等手続に要する費用 (1) 登記等に必要書類等の取得及び作成に係る費用 (2) 不動産登記等を行う資格を有する者への報酬
2 空家等に残存する不要な家財等の処分	須賀川市の許可を受けた一般廃棄物処理業者	家財処分に要する費用 (1) 須賀川地方衛生センターへの持込手数料 (2) 須賀川地方衛生センターによる粗大ごみ収集手数料 (3) 一般廃棄物処理業者に委託した不要な家財（粗大ごみ等）の収集・運搬及び処分費 (4) 特定家庭用機器再品化法（家電リサイクル法）に規定された家電4品目の収集・運搬リサイクル料
3 空家等のクリーニング	原則として、市内の事業者。 ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	クリーニングに要する費用
4 空家等の敷地内の除草又は庭木の剪定	原則として、市内の事業者。 ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	除草又は剪定に要する費用
5 空家等の日常生活に必要な不可欠な部分の修繕	原則として、市内の事業者。 ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	修繕又は交換に要する費用